

高等学校就学支援事業の概要（平成 26 年度以降入学者）

区 分	貸 付 金	給 付 金																																																																	
	1 高等学校奨学金 （県単独事業）	2 高校生等奨学給付金 （国 1/3 補助事業）	3 高等学校等就学支援金 （法定受託事務）	4 私立高等学校等生徒学費補助金 （県単独事業）	5 生活保護法による生業扶助 （法定受託事務）																																																														
沿 革	・昭和 39 年条例制定 ・平成 17 年度に旧日本育英会の奨学金と一本化し、貸付月額も増額	・平成 26 年度創設 ・就学支援金の所得制限導入により財源確保	・平成 22 年度創設 ・公立高校不徴収制度の廃止に伴い、平成 26 年度から公立高校にも導入	・昭和 43 年度開始	・平成 17 年度から高等学校等就学費が生業扶助の対象になる																																																														
性 格	・貸与型奨学金（無利子貸付金）	・世帯に支給	・学校を経由して支給	・学校を経由して支給	・生活保護費の一部として支給																																																														
内 容	・生徒に必要な学資等	・学校の授業料以外の教育費（生保は修学旅行費）	・学校の授業料に充当	・学校の授業料に充当	・就学に必要な費用																																																														
対象者	・高等学校等に在学している生徒 ・ <u>世帯全体の年収が概ね 800 万円未満</u> ・2 年生以上は成績要件（3.0 以上）があるが、平成 27 年度は緩和	・県内に親権者が在住している次の生徒の世帯 <u>生活保護世帯</u> <u>住民税非課税世帯</u> （年収概ね 250 万円未満）	・ <u>親権者の年収が概ね 910 万円未満</u> の県内に在学している生徒 ※ 私立には収入に応じて加算	・ <u>親権者の年収が概ね 750 万円未満</u> の県内の私立高校に在学している生徒	・ <u>生活保護を受給されている世帯</u> の生徒																																																														
貸付額 又は 給付額	貸付額（月額） ・公立 月額 20,000 円・18,000 円 ・私立 月額 40,000 円・30,000 円	給付額（年額） (単位：円) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>公 立</th><th>私 立</th></tr><tr><td colspan="2">生 保</td><td>32,300</td><td>52,600</td></tr><tr><td rowspan="2">非課税世帯</td><td>第 1 子</td><td>(36,500) 37,400</td><td>(38,100) 39,800</td></tr><tr><td>第 2 子</td><td>(36,500) 129,700</td><td>(38,100) 138,000</td></tr></table> ※（ ）数字は通信制高校在学者	区 分		公 立	私 立	生 保		32,300	52,600	非課税世帯	第 1 子	(36,500) 37,400	(38,100) 39,800	第 2 子	(36,500) 129,700	(38,100) 138,000	給付額（年額） ・公立 年額 118,800 円（月額 9,900 円：自己負担 0 円） ・私立（就学支援金は加算分を含む） (単位：円) <table><tr><th>年 収</th><th>就 学 支援金</th><th>学 費 補助金</th><th>授業料 補助計</th><th><u>毎 月</u>の 自己負担</th></tr><tr><td>生保・非課税</td><td>297,000</td><td>123,000</td><td>420,000</td><td>0</td></tr><tr><td>350 万円未満</td><td>237,600</td><td>158,400</td><td>396,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>590 万円未満</td><td>178,200</td><td>121,800</td><td>300,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>750 万円未満</td><td>118,800</td><td>74,400</td><td>193,200</td><td>18,900</td></tr><tr><td>910 万円未満</td><td>118,800</td><td>対象外</td><td>118,800</td><td>25,100</td></tr></table> ※ 毎月の自己負担分は、授業料年額 42 万円の場合	年 収	就 学 支援金	学 費 補助金	授業料 補助計	<u>毎 月</u> の 自己負担	生保・非課税	297,000	123,000	420,000	0	350 万円未満	237,600	158,400	396,000	2,000	590 万円未満	178,200	121,800	300,000	10,000	750 万円未満	118,800	74,400	193,200	18,900	910 万円未満	118,800	対象外	118,800	25,100	給付額（生業扶助基準） <table><tr><th>区分</th><th>内 容</th><th>基準額</th></tr><tr><td>基本額</td><td>学用品費等</td><td>月額 5,450 円</td></tr><tr><td>教材費</td><td>正規の授業で使用する教材の購入に必要な額</td><td></td></tr><tr><td>授業料</td><td>就学支援金対象者は 0 円</td><td></td></tr><tr><td>通学費</td><td>通学に必要な最小限度の額</td><td></td></tr><tr><td>※学習支援費</td><td>参考書等</td><td>月額 5,150 円</td></tr></table> ※ 学習支援費は平成 21 年 7 月から制度化	区分	内 容	基準額	基本額	学用品費等	月額 5,450 円	教材費	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額		授業料	就学支援金対象者は 0 円		通学費	通学に必要な最小限度の額		※学習支援費	参考書等	月額 5,150 円
区 分		公 立	私 立																																																																
生 保		32,300	52,600																																																																
非課税世帯	第 1 子	(36,500) 37,400	(38,100) 39,800																																																																
	第 2 子	(36,500) 129,700	(38,100) 138,000																																																																
年 収	就 学 支援金	学 費 補助金	授業料 補助計	<u>毎 月</u> の 自己負担																																																															
生保・非課税	297,000	123,000	420,000	0																																																															
350 万円未満	237,600	158,400	396,000	2,000																																																															
590 万円未満	178,200	121,800	300,000	10,000																																																															
750 万円未満	118,800	74,400	193,200	18,900																																																															
910 万円未満	118,800	対象外	118,800	25,100																																																															
区分	内 容	基準額																																																																	
基本額	学用品費等	月額 5,450 円																																																																	
教材費	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額																																																																		
授業料	就学支援金対象者は 0 円																																																																		
通学費	通学に必要な最小限度の額																																																																		
※学習支援費	参考書等	月額 5,150 円																																																																	
その他	【返還免除】 ・職による免除 借入時の所得等にかかわらず次の職に県内で就いた場合免除 看護師・准看護師・介護福祉士等 ・成績、功績による免除 県内の学校に在学し、借入時の世帯全体の所得が概ね 350 万円未満の者のうち成績・功績が顕著の者 成績：在学中の成績 4.6 以上 功績：県予選を経て全国大会等に出場等																																																																		

※ 公的な教育資金の貸付には、母子寡婦福祉資金（修学資金）及び生活福祉資金（教育支援資金）がある。

母子寡婦福祉資金（修学資金）：①対象 母子寡婦家庭の母親 ②貸付月額 公立 18,000 円、私立 30,000 円 ③収入要件 なし

生活福祉資金（教育支援資金）：①対象 他の公的教育支援貸付が受けられない低所得者世帯 ②貸付月額 35,000 円が上限 ③収入要件 概ね年収 600 万円未満